

児童手当に係る保育料等の徴収に関する申出書

(あて先) 高山市長

私は、児童手当法の規定に基づき、高山市長から支給を受ける児童手当の額から、以下の費用につき、当該児童手当の支払期日をもって支払いに充てる旨を申し出ます。

なお、申出の撤回又は申出内容の変更を行わない限りにおいて、本申出に基づき児童手当から各費用の支払に充てるものとします。

※児童の保護者と児童手当の受給者が相違している場合は、児童手当の受給者に養育義務があるものとみなして、この申出書は有効といたします。

徴収（支払）費用
保育料等未納分

記入日 令和 年 月 日

保護者住所 高山市

保護者氏名

児 童 氏 名	(H・R	年	月	日生)
(生年月日)	(H・R	年	月	日生)

保護者 各位

高山市こども政策課

保育園入園申し込みにあたってのお願い

日頃より、高山市の子育て支援行政に対しましては、ご理解とご協力を頂き、誠にありがとうございます。

児童手当制度では、平成24年度より保育料等を児童手当からお支払い頂くことが可能となりました。

つきましては、高山市では通常、口座振替により保育料等を毎月お支払い頂いておりますが、保育料等が納期限を過ぎても納付されない場合は、児童手当の支給額から保育料等未納分を納めていただきたいと思いますと考えております。

保育料等未納分を児童手当からお支払い頂くために、保育料等が未納となった場合に児童手当をもって保育料等を支払う旨の申出書が必要となりますので、この案内文書の裏面「児童手当に係る保育料等の徴収に関する申出書」を下記の要領にて提出頂きますようお願い申し上げます。

なお、児童手当の支給年度と同じ年度の未納保育料等へのお支払い（充当）は、この申出書の提出がない場合でも行う場合があります。

記

1. 提出書類 「児童手当に係る保育料等の徴収に関する申出書」
(この案内文書の裏面になります)
2. 記入事項 様式下部の提出年月日、住所、氏名、児童氏名及び生年月日を記入
3. 提出方法 入園申込書と一緒に提出
4. 問合せ先 高山市こども政策課 保育・幼稚園係
電話0577-35-3140 (直通)